

4960

0320

株主名簿			(昭和八年十月三十一日現在)		
持株数	住所	氏名	持株数	住所	氏名
九、四二〇	京都	松風工業株式会社 松風嘉定	二〇〇	京都	藤岡幸二
二、〇〇〇	名古屋	瀧藤治三郎	二〇〇	同	小野寅之助
一、〇七〇	京都	野村源次郎	二〇〇	大阪	並川ステ
一、〇五〇	同	松風嘉定	二〇〇	京都	大澤徳太郎
一、〇一〇	同	荒木紀男	一五〇	兵庫	近藤 祿
一、〇〇〇	茨城	林武彦	一五〇	香川	藤村 猛
八〇〇	東京	北村俊夫	一五〇	京都	藤村 佐
五一〇	京都	松風憲二	一一〇	名古屋	坂井美静
五〇〇	同	森田純一	一〇〇	同	井上源治郎
三〇〇	同	森田二郎	一〇〇	京都	金井喜右衛門

一〇

8960

0323

二〇	二〇	二〇	三〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同	同	同	名古屋	同	同	同	京都	大阪	同	東京	京都
遠藤 卿	榊原 恭平	石山 伊藤	三田 利三	辻本 庄一	仙石 鎌次郎	鳥居 虎藏	森田 忠二郎	數野 權之丞	岡田 満	株式会社日本興業社 社長 高橋金十郎	川端 與一郎
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇
同	同	京都	大阪	名古屋	京都	名古屋	神戸	東京	名古屋	京都	金澤
布江市 松	中内 一雄	北川 平二郎	箕口 臣也	安田 武男	森本 達	倉持 雅一	沼 建一	山下 純三	福島 倉三郎	並川 峰三郎	越田 忠二

6960

0028

		總株式數
		貳萬株
		總株主數
		四拾四名

三

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

●受領者
は絶対
秘密を
守せら
る可し
然らば
本所規
定に
より損
賠償の
責を負
はる
人の不
幸ある
可し
●御取
引上注
意す可
き出来
事は御
達次第
御一報
ある切
望す

秘

備考	信用	盛衰	決算期	設立	目的	出張場所	本店	支店	工場
	普通	常態	五月 十月末	大正十一年五月十五日	陶器製造販賣	全	京都市東山區福稻上高松町		
	當所の警戒を要せざるものと認む	年内商 甘萬圓内外	配當 年五分	積立金 九千八百圓	拂込 廿五萬圓	總資 壹百萬圓	社名 松風陶器製造株式會社		

第三千八百二號
 費第
 號
 會報二號

御問合
 松風陶器製造株式會社
 昭和九年三月拾九日
 殿
 帝國興信所京



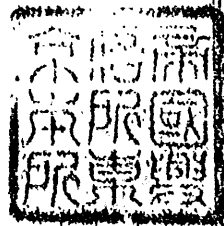
1960

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は絶対に秘密を保守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はるゝの不幸なる可し

一 設 立	京 都 市 東 山 區 福 稻 上 高 松 町
一 目 的	松 風 陶 器 製 造 株 式 會 社 大 正 十 一 年 五 月 十 五 日 陶 器 並 に 齒 科 材 料 及 一 般 口 脛 用 品 の 製 造 販 賣 及 齒 科 材 料 の 輸 出 入
一 資 本 金	壹 百 萬 圓 但 し 一 株 五 拾 圓 內 拾 貳 圓 五 拾 錢 拂 込 済
一 存 立	設 立 の 日 よ り 滿 五 十 ヶ 年
一 重 役 の 住 所 姓 氏 名 其 他	東 山 區 今 能 野 南 日 吉 町
取 締 役	松 風 憲 二
全	清 水 二 丁 目



2960

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

取締役	松 風	嘉 定
名古屋市中區東芳野町		
全	瀧 藤 治 三 郎	
東山區金龍野南日吉町		
全	荒 木 紀 男	
茨城木縣猿島郡猿島村		
全	林 武 彦	
中京區河原町通二條上ル		
監 査 役	大 澤 徳 太 郎	

以上重役中代表取締役松風嘉定氏は當社創立者たる先代松風嘉定氏の次男にして先代取締役氏は社長となりし人なり
又其姉妹會社たる松風工業株式會社の支配人をなし居れる人

②受報者は別に協賛を嚴守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はざる可し

四 號

なり

松風嘉定氏は先代嘉定氏の長男にして先代歿後松風工業株式
會社の社長たる人なり

淵藤治三郎氏は名古屋市中に於て總大洋商行之社長たる人にて
貿易業を営みつゝあり

荒木氏は理技師長にして先代嘉定氏時代より陶磁の研究に従
事せる人なり

林武彦氏は松風工業の名古屋支店長たりし林武八氏の子息に
して武八氏死亡後亡父の跡を襲ひ取締役に就任せし人なり
大澤徳太郎氏は京都實業家の重鎮にして前京都商工會議所會
頭及理實族院議員たる人なり先代嘉定氏時代より親密の間柄
にして前大澤商會の支配人にして理齒材料商森田純一氏を

◎受報者は絶対に秘密を厳守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はるゝの不幸ある可し

介して當社の重役に就任せる人なり

一 経歴及現狀

當社は故松風辨定氏が我國に於ける高級陶磁の全部の輸入品に限られて居るのを慨して本業たる伸質陶磁器母子製造の傍ら陶磁の製造に研究着目し輸入防止國産品奨励に資する一面我國の口腔衛生に寄與せんと志し本業を計劃され幾多の難關曲折を経て漸く輸入品に蓋も遜色なき製品を出すに至れり其の研究製造に携けりしは前記荒木組男氏の外故工學博士北村彌一郎氏、醫學博士小野寅之助氏、日本大齒科部教授宇垣錦之助氏等が相當勢力を傾注せしものなり而して當社製品は財界の贊助に對する影響は極めて薄く衣、食料品の如く其相場等の變動の害を受けざるも其賣行發展は

◎受報者は招封に秘密を厳守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はるゝの事ある可し

半歩的にして急速なる進歩をく逐年地歩を堅めつゝありて目
 下社員廿人、男女工百名内外を使用し陶器の製造販賣を主と
 し昭和七年度より工場研究室等を擴張なし陶材料中のセメ
 ント及ゴム等を製作販賣をし専々年廿萬圓内外の商内高を計
 上し昭和八年五月より今年十月廿一日に至る前期決算表は別
 表の如く純益金費萬六千參百十拾五圓餘を擧げ株主配當年五
 分を行ひ得たるは先づ順調なる経過を辿りつゝあるものなり
 一主なる取扱品

陶器、セメント、ゴム製品等なり

材料仕入先は秘密にされありて外部に發表せず

陶器材料は九州産にして大阪の材料商の手を経て購入
 セメント大阪ゴム、三井物産の手を経て南洋及米國方面より

◎受報者は絶対に秘密を嚴守せしむ可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はるゝの不幸ある可し

一部仕入れ居れり

支拂は荷爲替引換と月末勘定なり支拂振替通

一販賣先

京都森田、中井、井房、日本齒科等にして何れも大阪、東京方面に支店を有する問屋筋なり又全國的に齒科醫學校附屬病院等に委託販賣をなしつゝあり

回収は參ヶ月乃至四ヶ月位の延及手形受入にして遅延するも不能はなき様子なり

一取引銀行及金融状態

安田京都支店にして受取手形の大部分は松風工業株式會社を介して割引なし金融は餘裕なき方なり一回收遅延が原因す
一社長松風兼二氏に就て

◎受報者は絶対に秘密を嚴守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はるゝの事ある可し

◎受報告は増對に秘密を嚴守せらる可し然るに本所規定により損害賠償の責を負はるゝの事ある可し

性格溫和商才あり、前記の如く當社長の外松風工業株式會社の支配人をなし相當活躍し居れり一般信用普通

一全氏の資産狀態

正味身代 金六萬圓内外

資 産 全

内 譯

金五萬圓内外 松風陶磁株五百十株及松風工業株壹千株等見積

金壹萬圓内外 家具什器其他

負 債 僅少の繰込

其他日本興業銀行に對する借入金中壹萬八千圓は既に返却せし様子なり即ち決算面假令貳萬五千圓餘中には其殘額金有

8960

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は絶対に秘密を保守せらる可し然らざれば本所規定により損害賠償の責を負はしむの不善なる可し

せるものなり
一 要 之
警戒を要せざるものと解む

四
五

不動產表					所有者 姓名		松風陶器製造株式會社	
符號	物件所在地	名稱	土地	地	備考			
	東山區福和上高松町一一宅地		六千四百坪	六坪				
	全		貳〇叁坪	九坪				
	計		八千八百坪	叁坪				
	工場抵當法第叁條五因		抵當權設定					
	昭和二年十二月廿九日登記		債權額	金壹萬八千圓				
	辨濟期昭和八年十二月廿五日							
	抵當權者	日本興業銀行						

0260

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は印刷に秘密を厳守せしむ可し然らざれば日本所規定により損害賠償の責を負はるゝの事ある可し

工場抵當法第三條ニ因ル抵當權設定

昭和七年七月廿一日登記 債權額金壹萬貳千圓

辨濟期昭和九年十二月廿五日

抵當權者 日本興業銀行

共同擔保 建物

「工場抵當法第參條ニ因ル目錄ノ提出アリ」

1260

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は絶対に秘密を保守せらる可し然らざれば本所規定により出書賠償の責を負はるべし

借 方		貸 借 對 照 表		昭和八年十月末日現在	
未拂込株金	七五〇	〇	〇	〇	〇
現金及諸預金	八	八	九	八	六
地所及建物	十一	二	一	九	六
備品	六	〇	〇	一	〇
機械器具	五	一	三	七	四
燃料	四	一	五	七	九
研究費	四	七	七	四	〇
假拂金	二	〇	七	九	九
掛金	二	八	一	九	六
					六
					七

2460

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は、同封に保書を添付する可し。然らば日本所規定による損害賠償の責を負はるゝの不幸ある可し。

受取手形	商 品	委 託 商 品	半 製 品	貯 藏 物 品	合 計	貸 方	資 本 金	假 受 金	掛 買 金	繰 越 金	法定積立金
四	四一	六	四	一〇	一〇五五	一	〇〇〇	二五		五	三
二七二	八七二	十八四	七七六	七九四	一六九	〇〇〇	〇〇〇	五二三	五七八	一九二	四〇〇
〇二	九二	三五	八三	四五	三四	〇〇	〇〇	一五	八二	一六	〇〇

四
数

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は招對に秘密を嚴守せらる可し然しされば本所規定により圖書賠償の責を負はるゝの不幸ある可し

別途積立金	四	一〇〇〇〇	
當期利益金	一六	三七五	二三
合 計	一〇五五	一六九	三四
利益金處分			
一 金 寄 萬 六 千 參 百 七 拾 五 圓 廿 參 錢 也			當期利益金
一 金 五 千 壹 百 九 拾 貳 圓 拾 六 錢 也			前期繰越金
合計金貳萬五千五百六拾七圓卅九錢也			
内			
金 貳 千 圓 也			機械及器具消却金
金 貳 千 圓 也			研究費消却金
金 貳 千 圓 也			モルド消却金
差引金壹萬五千五百六拾七圓卅九錢也			純 益 金

四 號

秘

紙 用 告 報 所 信 興 國 帝

◎受報者は報封に保存を厳守せらる可し然らざれば本所規定による損害賠償の責を負ひ、万不幸あり可し

内

命 八 百 圓 也

命 壹 千 五 百 圓 也

命 壹 千 貳 百 圓 也

命 六 千 貳 百 五 拾 圓 也

命 五 千 八 拾 七 圓 卅 九 錢 也

法 定 積 立 金

別 途 積 立 金

役 員 賞 與 金

株 主 配 當 金 一 年 五 分

後 期 繰 越 金

四 號

在大阪首席監督官殿經

健部

監機密第一二二號

住仲庶第二四八號

總務部長

購買名簿登録願

一、出願品名

魚雷第一空氣室

御啓陳者貴海軍御用命品トシテ從來弊社尼崎工場ニ於テ各種引拔鋼管、氣蓄器ヲ上納致シ御省經理局ニ於テモ特ニ御配意被下既ニ貴省購買名簿ニ御登録相成リ種々御便宜ナル御取計ヒ相蒙リ居リ候尙冷質引拔鋼管、加熱引拔鋼管、壓縮及液化瓦斯容器並ニ熱間壓延又ハ熱間引拔後機械仕上セル鋼管或ハ冷質引拔鋼管ヨリ各種高壓氣蓄器ヲ製造致シ夫々御下命相蒙リ上納罷在リ候處先般來魚雷第一空氣室ノ製造ノ御用命ヲ受ケ鍛造鋼材ヨリ鋼管製造機械ヲ用ヒテ前記空氣室ノ甲又ハ乙ノ製作ニ着手シ目下左記ノ通り工事進捗中ニ有之候就テハ同工場設備ヲ以テシテハ後段記載ノ通り相當多量ノ製造能力ヲ

有スルコトニ付向後ハ益々鞭達ノ上十分奉仕致度申念願願ニ御座候
間格別ノ御詮議ヲ以テ追加トシテ本品購買名簿ニ御登録被成下度此
段奉願候也

昭和九年二月二十四日

大阪市此花區島屋町五拾六番地

住友伸銅鋼管株式會社

専務取締役 古田 俊之助



海軍大臣 大角 岑生閣下

記

一、現在御登録相願居リ候弊社尼崎工場製造品名

1、冷質引拔鋼管

2、加熱引拔鋼管

3、航空機用引拔鋼管

4、内火式機械用氣蓄器（内火艇ヲ除ク）

5、氣蓄器及裝氣柱（特殊鋼製ヲ除ク）

6、通常爆彈（鍛鋼製二五〇ㇼ以上）（擲出加工ノミ）

7、鑄鐵彈（加工ノミ）

8、鍛鋼彈（通常彈十五ㇼ迄）

一、本願製品製造工場名、所在地

兵庫縣尼崎市東向島西之町貳拾八番地

住友伸銅鋼管株式會社尼崎工場	三本願、魚雷第一空氣室	1、製造方法	断面丸形又ハ角形ヲナセル鍛造鋼材ヨリ鋼管製造機械ヲ用ヒテ 第一空氣室甲又ハ乙ノ數個取りノ長サニ相當スル鋼管ヲ製造シ 之ヲ一個取りニ切斷シタル後管端口絞シ適當ナル熱處理ヲ行ヒ 然ル後旋盤其他ノ機械ヲ用ヒテ其仕上ゲヲ行ヒテ完成ス	三製造種別	魚雷第一空氣室（甲）	魚雷第一空氣室（乙）	四特 徴	弊社特有ノ鋼管製造機ヲ使用シテ始メ數個取りノ鋼管ヲ製作スル
----------------	-------------	--------	--	-------	------------	------------	------	-------------------------------

五設 備				チ以テ材料ノ歩留ハ他ノ何レノ方法ヨリモ良ク且ツ製造能力非常 ニ大ナリ 又兩端部ハ口絞ニヨリテ成形スルヲ以テ本品ノ縦斷面ニ於テハ周 壁ニ沿ヒテ纖維強靱ナル製品ヲ製作シ得 又口絞作業ニツキテハ弊社ハ從來ヨリ永年海軍用各種ノ高壓氣蓄 器又ハ瓦斯容器ヲ多量製作シタル經驗ヲ有シ他社ノ追隨ヲ許サ ル所ナリ			
品 目	型 式	數	用 法				
※冷 鋸	回 轉 式	一	角鋼ヲ所定ノ寸法ニ切斷ス				
※平 削 機		一	角鋼ノ稜ヲ削ル				
水 壓 機	※豎 式	一	角鋼ヲ熱間穿孔ス				

室數個取ノ鋼管ノ製作能力ヲ非常ニ大ナラシムル豫定ナリ	水 壓 機	※横 式	一	上記ノモノヲ熱間引拔ス
	水 壓 伸 管 機	横 式	三	冷間引拔チ行フ
	管 切 機		四	一個取切斷チ行フ
	空 氣 槌		二	兩端口絞チ行フ
	水 壓 口 絞 機		二	"
旋 盤			六〇	機械仕上チ行フ
	加 熱 爐	石炭燃焼	二	鋼材チ加熱ス
	軟 化 爐	"	三	鋼管ノ軟化チ行フ
	焼入焼戻爐	"	一	チ空氣室ノ焼入焼戻ノ爲メノ加熱
	管端加熱爐	重油燃焼	三	口絞リチ行フ管端チ加熱ス
ステールエル式製管機ヲ目下設置中ニツキ同機設置ノ上ハ空氣				

昭和十四年

二六六三八二 (和紙因洲) ④

※印ノ機械ハ各一台外ニ増設中ニシテ横式ハ將來更ニ一台増設

スル豫定ナリ

六、製造能力

イ、第一空氣室甲ノ製造能力

平時能力（一日八時間作業） 非常時能力（働夜作業）

一ヶ月 五〇〇個 一三〇〇個

ロ、第一空氣室乙ノ製造能力

平時能力（一日八時間作業） 非常時能力（働夜作業）

一ヶ月 四〇〇個 一〇〇〇個

第一空氣室甲 貳個

計四個ヲ一組トシテ

同 乙 貳個

製造シタル場合ノ製造能力

平時能力（一日八時間作業）						非常時能力（徹夜作業）	
一ヶ月						一一〇組	
右配製造能力ハ第一號空氣室甲或ハ乙製造ニ必要ナル機械又ハ設備ヲ各同品製造ニ専用シタル場合ノモノナリ						二九〇組	
セ現在マデニ製造シタル經驗							
件文先	注文番號	種別	数量	納期	備考		
一海軍省總理局		乙	二二〇個	九年三月二十日	目下製作中		
一全	一	甲	一一個	九年四月十日	目下製作中		
一全	一	甲	一一個	九年四月十日	目下製作中		
以上							